

未払い養育費の強制執行申立て費用補助のご案内

未払い養育費の回収のため、裁判所に強制執行申立て等（強制執行のために必要な財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立てを含む）を行う場合の費用を補助します。

対象者	新潟市にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす方。 <ul style="list-style-type: none">・養育費に係る「債務名義」★を有していること。・養育費の取り決めの対象となる子（20歳未満）を扶養していること。・養育費の取り決めに係る費用を負担したこと。・過去に他の自治体を含め同様の補助金の支給を受けたことがないこと。
補助対象	<ul style="list-style-type: none">・申立てに係る収入印紙代、申立て時に裁判所から求められる予納切手代・裁判所に提出する戸籍謄本等添付書類取得費用・財産開示手続及び第三者からの情報取得手続に係る民事執行予納金など
補助額	対象費用の全額、ただし「 上限5万円 」 ※財産開示・第三者による情報取得手続、強制執行の申し立て手続で原則各1回限りとなります。
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・申請書・児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し ※上記を受給していない場合は戸籍謄本・養育費の取り決めに交わした文書（公正証書等）の写し・申立て手続を行ったことがわかる書類（債権差押命令の正本の写しなど） ※財産開示・第三者に対する情報取得の手続を行った場合は情報提供命令の正本の写し・補助対象費用の領収書等 領収書には、「宛先」「領収年月日」「領収金額」「取引内容（但し書き）」「領収者の住所及び氏名、領収印」が必要 ※郵便局及び官公署が発行する領収書及びレシートは、「領収年月日」「領収金額」のみで可能
申請方法	<ul style="list-style-type: none">・裁判所より強制執行申立て等の実施が決定された日の属する月の翌月から6か月以内に、申請書及び必要書類を添付して、新潟市こども政策課へ提出してください。※財産開示・第三者に対する情報取得手続の場合、裁判所より情報提供命令の申し立ての実施が決定された日の属する月の翌月から6か月以内となります。※令和6年4月1日～令和6年11月12日の間に強制執行申立て等の実施が決定された方は、令和6年11月12日から6か月以内に申請してください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・区役所での受付はできません。市役所本館1階のこども政策課にお出でください。・対象となるご本人が申請してください。

★ 公正証書や調停調書のように公に承認(公証)された内容のことを「債務名義」といいます。

問い合わせ先

新潟市こども未来部 こども政策課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL:025-226-1201

新潟市 養育費

検索

URL: <https://www.city.niigata.lg.jp>

申請をお考えの方は、
お気軽にお問い合わせ
ください。



～取り決めた養育費が受け取れない方への補助制度～

受け取るための手続きがあります

公正証書や調停等により、養育費の取り決めを行っているのに、相手(義務者)が支払わない場合に、養育費を受け取る権利がある人(権利者)が利用できる手続きとして、「履行勧告」と「強制執行」があります。

「履行勧告」、「強制執行」は、裁判所が行う手続きです。

履行勧告(家庭裁判所の手続き) ※費用はかかりません。

家庭裁判所に履行勧告の申出をすると、家庭裁判所は、必要な調査を行った上で、義務者に対し、取り決められたとおりに支払うよう勧告をします。

履行勧告の申出は、養育費等の義務を定める手続きをきをした家庭裁判所に対して行います。

履行勧告の申出は、書面でも、口頭でも行うことができます。電話でも申出をすることもできます。

履行勧告の手続きに費用はかかりませんが、義務者が勧告に応じない場合に支払いを強制することはできません。

強制執行(地方裁判所の手続き) ※新潟市が費用を補助します。(上限5万円)

調停・審判などの裁判所の手続きや公正証書(公証役場において公証人が作成する文書)で決められたとおりに養育費を支払わない人(義務者)に対し、支払を強制する制度として、強制執行があります。

強制執行には、いくつかの種類がありますが、養育費などの支払を受けるために主に用いられるのは債権執行です。

債権執行とは、支払を受けられていない人(権利者)の申立てに基づき、地方裁判所が債権差押命令を出し、債務者の持っている債権(給料や預貯金など)を差し押さえて、その中から強制的に支払わせるための手続きです。

これにより、差し押さえた義務者の給料や預貯金を、権利者が義務者の勤務先や金融機関から受け取ることができるようになります。

強制執行の流れ (給与差押え)

